

## 親族の喪が重複した場合について

末 永 高 康

【キーワード】喪礼、変除礼、礼記、服問篇、間伝篇

### はじめに

礼の規定では、父母の喪は再期、伯叔父母や兄弟の喪は期、従父兄弟の喪でも大功の九月とされているから、一つの喪に服している間に他の喪に遭遇する可能性は低くはない。だが、今本の『礼記』諸篇の内、比較的早い段階に成立と考えられる曲礼・檀弓の篇には、喪が重複した場合についての記述はほとんど見えていない。曲礼の上下篇にはそもそも喪の重複に関する規定は見えていないし、檀弓の上下篇でも、親族の喪の重複について明確に言及しているのは次の二条だけである。

有殯、聞遠兄弟之喪、雖總必往。非兄弟、雖鄰不往。<sup>2</sup>。 (檀弓 上821a<sup>2</sup>)

殯の期間に、遠方の親族の喪の知らせを受けた場合は、それが總麻の喪であっても必ず駆け付ける。親族でなければ、隣人であったとして

も弔問に行かない。

有殯、聞遠兄弟之喪、哭于側室。無側室、哭于門内之右。同國、則往哭之。<sup>4</sup>。 (檀弓下96b)

殯の期間に、遠方の親族の喪の知らせを受けた場合は、(殯者に対する哭と区別するために)側室で哭する。側室が無い場合は、門内の右に哭する。同国の場合は、駆け付けて死者に哭する。

親族という枠を外せば、同門の子張の死に際して、曾子が礼を犯して斉衰のまま弔問したエピソードを記した次の檀弓下篇97bの記載をさらに指摘できるものの、この種のエピソードもこの一例に尽きる。<sup>5</sup>

子張死。曾子有母之喪、齊衰而往哭之。或曰、齊衰不以弔。曾子曰、我弔也與哉。

子張が亡くなった。曾子は母の喪に服しており、その斉衰服のまま赴いて子張に哭した。ある人が言った、斉衰服を着て弔うものではない、

と。曾子は言った、わたしは弔ったのだろうか、と。

以上の記載から、殯時であっても親族の喪には必ず奔ること、親族でなければ殯時には近隣の喪であっても弔問しないこと、国内の親族と異なり、異国の親族で喪に奔ることがかなわない場合には、側室に哭し、側室が無ければ門内の右に哭すること、斉衰を服して弔問してはならないことが礼として規定されていたことを知るのであるが、もちろん、檀弓篇が成立した段階での喪の重複に対する規定がこれに尽きていたとはできない。とは言え、檀弓篇における喪が重複した場合への言及の少なさは、この篇が成立した段階ではまだ喪の重複に関する礼の規定が十分に整備されていなかったことを感じさせよう。

上の規定だけでは、同居の者の喪中に他の喪に奔るに際してどちらに対する喪服を身に着けて行くかは明らかではないし、曾子のエピソードに見える「斉衰以て弔せず」の規定にしても、これが斬衰での弔問もまた不可とするものであることはよいとして、大功以下についてはその弔問の可否を明確にするものではない。これが次に引く雑記下篇(212b)に至ると、

三年之喪、雖功衰不弔、自諸侯達諸士。如有服、而將往哭之、則服其服而往。期之喪、十一月而練、十三月而祥、十五月而禫、練則弔。既葬、大功弔。

三年の喪に服している間は、(一年を過ぎて)功衰を身に着ける段になっても他人の弔問にいかないというのは、諸侯から士に至るまで同

様である。もし親族の新たな喪があつて、赴いて死者に哭するに際し

ては、その新喪の服を着て赴くのだ。期の喪は、十一月に練祭、十三月に祥祭、十五月に禫祭となるが、練祭を終えれば他人の弔問に行く。葬儀が終われば、大功の場合は他人の弔問に行く。

と規定されることになる。三年の喪では、練後の「功衰」(＝大功の衰<sup>7</sup>)を身に着ける段になつてもなお弔問を不可とし、(父在で母の為にする<sup>8</sup>)期の喪では練後に、大功では葬後に弔問が可能になるとしている。また、喪中に別の親族の喪に奔る場合には、新喪の服を身に着けて行くことがここに明らかにされるようになるのである。

このような規定が檀弓篇成立の段階ですでに存在していた可能性はなお考え得るものの、練後の服を「功衰」の語によって表現するのは雑記篇と服問篇に限られており、練後の受服が「大功の衰」であることを暗示するのもこの「功衰」の語に限られることを考慮するならば、変除礼が整備されていくなかで、このような規定もまた次第に明確にされていったものと思う。

ちなみに、三年の喪において練後も弔問しないことは、曾子問篇 193b こそ、

曾子問曰、三年之喪弔乎。孔子曰、三年之喪、練、不羣立、不旅行。君子禮以飾情、三年之喪而弔哭、不亦虚乎。

曾子が質問して言う、三年の喪に服している際には他人の弔問に行くものなのか、と。孔子は答えて言う、三年の喪では、練祭を終えても、

人と群がり立つことはしないし、人と連れ立って行くこともしない。君子は礼によって心情を飾るのであるから、三年の喪に服しながら弔問して死者に哭するのであれば、(死んだ親に対しても、弔問した死者に対しても) 虚礼を行うことにはしないかと。

と見えていて、それが虚礼となるが故に、とその理由が孔子の口を借りて説明されている。喪服が哀情に適うべきものであるならば、同じく「功衰」を身に付けながら、三年の喪では弔問が許されず、期の喪ではそれが許される理由がよくわからないのであるが、おそらく、三年の喪では喪があげるまで弔問に行つてはならないとする観念が先にあつたのであろう。後に、弔問が可能となる時期が等差づけられるなかで、齊衰は練後に弔問が可能とされ、他方、練後の受服を斬衰・齊衰ともに「功衰」とする方向で変除礼が整備されていったのであろう。そうすると、三年の喪でも練後の「功衰」の段階であれば弔問に行つてもかまわないのではないかという疑問が生み出されることになって、それで曾子問篇の問答や、雜記篇の規定が生み出されていったものと思う。

殯の期間中に遠兄弟の喪を聞いた場合についても、雜記下篇423aは、

有殯聞外喪、哭之他室。入奠、卒奠出、改服即位、如始即位之禮。

殯の期間に、外地の親族の喪の知らせを受けたならば、他室で哭する。(翌日以後は、まず殯宮に) 入つて供え物を置き、それを終えて(殯宮

から) 出で、新喪の服に改めて、哭位に即くのは、初日に哭位に即いた時の礼と同じようにする。

と記しており、哭する場所については、檀弓篇のそれよりも簡略に記されているものの、喪を聞いた翌日の朝奠との先後や、哭時の服についての規定が加えられている。ここで新喪の服(疏<sup>ス</sup>によれば「新死の未だ成服せざるの服」)に改めるとするのは、殯時の親族の喪に対して「其の服を服して往く」とするのと対応させたものではなく、それぞれの礼文献としての成立の先後は別にするとして、観念としては、まず殯時に他の親族の喪に接した場合が問題とされて、「總と雖も必ず往く」とされ、次にその場合の服が問題とされて、「其の服を服して往く」とされる、他方、遠方の親族で喪に奔ることができない場合が問題とされて、その哭位が定められるとともに、「其の服を服して往く」がその哭時の服にも適用されるという展開を踏んでいたはずである。

本論では、『礼記』諸篇に残された喪が重複した場合の規定、特に親族の喪が重複した場合の規定を分析して、そこに見える喪礼に関する観念の展開をたどることにする。そしてこのことを通じて、これらの規定を導いた者たちの思索の過程を明らかにするとともに、それらの規定を載せる諸篇の文献としての成立の先後についても考察してみたい。

## 一 雑記篇等

さて、殯時の喪の重複が問題となるのであれば、殯（大斂）以前に親族の喪が重複した場合も同様に問題となり得るが、大斂以前に遠兄弟の喪を聞いた場合についての規定は『礼記』諸篇には見えていない。殯の期間が三月（士の場合<sup>9</sup>）で、その間に異居の親族の喪に接する可能性は十分考えられるのに対して、殯前の死後三日の間にそのような事態に陥る可能性はそもそも低いであろうし、同居の親族を殯するまではまずはその喪に集中すべきであると観念されていたからであろう。

問題とされているのは、同居の親族が同時期に亡くなった場合である。まず、喪服小記篇<sup>333b</sup>に、

父母之喪偕、先葬者不虞耐、待後事、其葬服斬衰。

父母の喪が重複した場合は、先に埋葬する者は虞祭・耐祭を引き続いて行わず、後に埋葬される者の事を待ち、その葬儀に当たっては斬衰を身に着ける。

とある。父母のどちらが「先に葬る者」となるのかを記していないものの、「其の葬は斬衰を服す」とあることから母が「先に葬る者」であることがわかる。葬時には成服以前の服にもどるのが通常であるが<sup>10</sup>、この場合は父に対する「斬衰」の服を着たままで母の葬儀を行うのである。

この条文でまず問題となるのは「父母の喪偕すれば」の「偕」の

範囲で、先に亡くなった者の（通常の）葬日から三虞を終えて耐祭するまでの間に、後に亡くなった者の（通常の）葬日が当たる場合と考えれば、鄭注<sup>333b</sup>「偕は、俱なり、同月若しくは同日に死するを謂ふなり」のようになろう。ここで「同月」と言うのは、雑記下篇<sup>333c</sup>に「士は三月にして葬り、是の月や卒哭す」とあって、葬と卒哭（その翌日に耐祭する<sup>11</sup>）が同月に行われるとされるからであるが、士虞記の鄭注によれば葬日から耐祭まで七日を要するから<sup>12</sup>、前死者が月末に亡くなった場合は、死月がずれている可能性もあって、同じ鄭注の後文では「仮令に父死、前月に在りて、同月葬れば」云々とも言われている。

他方、疏<sup>333d</sup>のように、母の虞耐を直ちに行わない理由を、「虞耐は稍や飾る、父喪殯に在り、故に未だ虞耐を為すに忍びざるなり」と考えるのであれば、父（母）の殯の期間と母（父）の葬日（＝初虞）が重なる場合となつて、三月の間に相次いで亡くなったことになる<sup>13</sup>。が、この規定を記したものがどのように考えていたのかはよくわからない。ただ、いずれにせよ、殯の期間を調整して<sup>14</sup>、母と父の葬儀を連続させない限り、葬後の母の御魂は虞祭を行われることなくしばらく放っておかれることになる。だが、「葬日に虞するは、一日も離るるを忍びざるなり」（檀弓下篇<sup>11a</sup>）という觀念が存在することを思えば、虞祭を行わないで、母の御魂をこのように放っておくということが本当にあり得るのであるか。そもそも、喪服小記篇のこの条の手前<sup>333c</sup>には、

報葬者報虞、三月而後卒哭。

(三月を待たずに) 早めに埋葬した場合には早めに虞祭を行い、三月の後に卒哭する。

とあつて、期日を待たずに早めに葬儀を行った場合には、虞祭もまたそれに合わせて早めることを言っており、葬儀と初虞が近接すべきであるとする考えを示している。この「偕」が、父母が同日に亡くなった場合のみを言うものであるならば、このような問題は生じないものの、それならばどうして「先に葬る者は虞せず」とせず、ここに「耐」字が加えられているのかよくわからない。

同様に問題となるのは、「後事を待つ」の「後事」の範囲で、ここに父の葬儀が含まれるのは確かだとしても、その初虞以下の喪祭がどこまで含まれるのかは明確ではない。「先に葬る者は虞耐せず」とあるから、「後事」の範囲も耐祭までとされているように見えるが、そうであるならば、父母が同時に亡くなった場合でも、父の葬儀を終え、その三虞、耐祭を終えるまで、先に埋葬された母の御魂は七日間以上も無視され続けることになる。

この条文を記した者の頭の中では、この「偕」や「後事」の範囲もきちんと考えられていたであろうが、この条文の記述だけでは、それが第三者に伝わらない。それだけ、礼の規定として未成熟なのである。これが次の曾子問篇<sup>188</sup>の問答になると、より明確な規定がなされるようになる。

曾子問曰、並有喪如之何、何先何後。孔子曰、葬先輕而後重、

其奠也先重而後輕、禮也。自啓及葬不奠。行葬不哀次<sup>15</sup>。反葬奠、而後辭於殯<sup>16</sup>、遂脩葬事。其虞也、先重而後輕、禮也。

曾子が質問して言う、「喪が重なった場合にはどうするのでしょうか。何を先に行い、何を後に行うのでしょうか」と。孔子が答えて言う、

「埋葬は軽い者を先にして重い者を後にし、その奠(そなえもの)は重い者を先にして軽い者を後にするのが、礼である。(軽い者の殯を) 啓いてから埋葬するまでは(重い者の) 奠は供えない。(軽い者の) 埋葬を行う際に際して、(大門外の) 次で哀しむことをしない。(母の) 埋葬より戻って(父に) 奠を供え、その後に(翌日に父の殯を啓くことを) 賓に告げ、そのまま葬事(の準備)を営むのだ。虞祭を行うにおいては、重い者を先にして軽い者を後にするのが、礼である。

ここでは父母の喪に限らず一般的に喪が重複した場合が問題とされ、「葬」については「軽きを先にして重きを後にす」、「奠」や「虞」については「重きを先にして軽きを後にす」る原則が示されるところにも、先に葬るものの啓殯から、後に葬る者の葬儀に至るまでの儀節に関する留意点が示されている。この原則に従えば、父母の喪が重複した場合は、母の葬儀を先に終え、葬日の初虞は行わず、父の葬儀を終えて、父の初虞を終えた後に、母の初虞を行うということになる。ここでも「並びに喪有り」の「並」の範囲は明確に記されていないものの、「葬より反りて奠し、…遂に葬事を脩む」という書きぶりからして、ここで想定されているのは、連続して葬日を設定できるほどに二人の死者の死日が近接している場合で

あることがわかる。葬日と初虞が大きく離れてしまうという問題は、ここでは一応回避されていると言つてよいであろう<sup>17</sup>。

より一般的な形で喪の重複の問題を取り上げている点、より一般的な原則を示すことよつて喪の重複の問題に解答を与えている点からしても、この曾子問篇の問答が、先の喪服小記への規定よりも後出のものであることは明らかである。

父母の喪が重複した場合については、他に雜記下篇の冒頭<sup>18</sup>に、

有父之喪、如未沒喪而母死、其餘父之喪也、服其除服、卒事反喪服。

父の喪に服していて、その喪がまだ終わらないうちにもし母が亡くなつたら、父の喪を除く（祥祭）に際して、その喪を除く服を身に着けて（祥祭を行い）、事が終われば（母の）喪服にもどる。

と見えている。上の場合と異なり、ここでは、父母の死日が離れている場合が取り上げられており、母の喪に服しながら、父の喪をどのように除くのが問題とされている。

父に対する三年の喪にしても、「三日成服」して以後、ずっと斬衰服を身に着けているわけではない、三虞を終えて卒哭すれば、受くるに齊衰の服を以てするし、一周忌の練祭、二周忌の祥祭を経る、その服は次第に吉服へと近づいていく。よつて、それぞれの喪のステージにおいて他の喪に遭遇した場合にどの服を身に着けるの

かが問題となる。より重い方の服を身に着けるのが原則であるが、この原則に従うと、父の祥祭時の服<sup>18</sup>の方が、母に対する齊衰の服よりも軽くなつて、齊衰の服を身に着けて父の祥祭を行わなければならない。そこで、ここでは、父の祥祭時にはその服に着替えて祭事を行い、それが終われば母への喪服に戻ることが言われている。

先に見た、殯中に遠兄弟の喪を聞いた場合、その遠兄弟の喪服を身に着けて喪に奔るとするのにも、「より重い方の服を身に着ける」という原則を破るものであるが、親族の喪祭に關しても父の祥祭の場合のようにこの原則を破つてその祭時の服を着け得るのかが問題となる。そこで、雜記下篇<sup>19</sup>では上の条文に續けて、

唯諸父昆弟之喪、如當父母之喪、其餘諸父昆弟之喪也、皆服其除喪之服、卒事反喪服。

唯だ諸父昆弟の喪については、（その除喪が）もし父母の喪中に当たれば、諸父昆弟の喪を除くのに、いずれもその除喪の服を身に着けて（祥祭を行い）、事が終われば（父母の）喪服にもどる。

と言う。「唯」と限定されているから、これ以外の場合は、除喪の服に改めないのである。「諸父昆弟」の範圍と、「父母の喪に当たる」が具体的にどのような場合を言うのか明確ではないが、鄭注<sup>20</sup>は「当」と言ふは、期・大功の喪、或は終始皆な三年の中に在り。小功・緦麻は則ち除かず、殤の長・中は乃ち除く」と、「諸父昆弟」を（本服）大功以上の親に當て、「父母の喪に当たる」を

その大功以上の喪の期間がまるまる父母の喪の期間に含まれる場合かと推定している。鄭玄が「諸父昆弟」の範圍をこのように考えるのは、疏（註）が指摘するように、下文で検討する服問篇の規定を意識しているからであるが、この雜記篇の条文を見る限りは、文字通り「諸父」と「昆弟」のみか、せいぜい期の喪に限られるであろう。「当」の方は疏（註）が「重喪葬後の時」とするのが妥当かと思われるが、詳しいことはわからない。このすぐ後文（註）では、

如三年之喪、則既顙、其練祥皆同。

三年の喪（が三年の喪と重複したの）であれば、（後喪が受服の）顙を着けていけば、その練祭・祥祭いずれも同様にする。

とあって、三年の喪が重複した場合には、「既に顙す」——すなわち、後喪が葬後の受服を終えていれば<sup>19</sup>、前喪の練祭をその服で行い得ることが言われている。ここに見える「既に顙す」の限定は、上の条には付けられていないから、あるいは「重喪葬後の時」ではないのかも知れない。

さて、この並べられた三つの条文を見るに、これが筋道立てて規定されているようにはどうしても見えない。「諸父昆弟」ですら父母の喪中にその除喪の服を着けられるのであれば、母の喪中に父の除喪の服を着けられるのと言うまでもないことで、二番目の条に相当する文言があれば、最初の「有父之喪」の条は不要である。また、三番目の条が二番目を受けるものであるならば、先行する「三年の喪」が後に「父母の喪」に当たった場合を言っているはず

で<sup>20</sup>、であれば、先行する「父の喪」が後に「母の喪」と重複する場合もここに含まれることになり、この場合もやはり上の「有父之喪」の条は不要となる。にもかかわらずこの条が存在しているのは、これが一番最初に規定されたものであるからであろう。

父の喪が終わらないうちに母が亡くなったならば、父の祥祭の服はどうなるのかを問題として、それに対して「其の除喪の服を服す」と規定したのが最初の条、これが規定された後に、他の喪が父母の喪と重複した場合を問題として規定されたのが二番目の条、この場合に期の喪が除喪の服を服することができるのであれば、期の喪の除喪の期に相当する三年の喪の練祭はどうなるのかと問うて、それもその服で行えるとしたのが三番目の条であったものと思う。二番目と三番目の条は同時に規定されたものであるのかも知れないが、最初のものは後二者に対して先行していたはずである。

ちなみに、この最初の条と重複する内容を持つ子游言が同じく雜記下篇（註）に取られていて、

子游曰、既祥、雖不當編者、必編、然後反服<sup>21</sup>。

子游は言う、既に祥祭を終えれば（編冠を着けるものであるが）、（他の喪と重複していて、その喪との関係から言えば）編冠を着けるべきではない場合でも、必ず編冠を着けて（その除服を示し）、その後には（他の喪の）喪服にもどるのだ。

とある。檀弓篇に取られていてもおかしくないような一条であるが、檀弓篇の編者が取りこぼしたのか、檀弓篇成立の後に虚構さ

れたものであるのかはわからない。これが子游その人の言葉でなかったとしても、相応に古い伝承を伝えるものであるならば、上の最初の条はこの伝承のもとで、関連する礼の成文化を図ったものとなるろう<sup>22</sup>。

さて、上の雑記篇の数条は、親族の喪が重複した場合の、その喪祭の服を問題としたものであるが、父母の喪祭の直前に親族の喪に遭遇した場合について、同じく雑記下篇424aに、  
父母之喪將祭、而昆弟死、既殯而祭。如同宮、則雖臣妾、葬而  
后祭。祭、主人之升降散等、執事者亦散等、雖虞附亦然。

父母の喪中で喪祭を行おうとした時に、昆弟が亡くなったら、その殯を終えてから祭る。同宮の場合は、(亡くなったのが)臣妾であっても、その埋葬を終えてから祭る。その祭りに際しては、喪主は階を升降するのに散等(各段で足をそろえずに升降)し、祭りを助け行う者もまた散等し、虞祭・耐祭であっても同様にする。

と見えている。この規定の内、同宮の場合に死者が臣妾であっても葬後まで大小祥の喪祭を延期することについては、疏366が指摘するように喪服伝337aの「宮中に死する者有らば、則ち之が為に三月、祭を挙げず」と一致する。そこで鄭玄422は、

言若同宮、則是昆弟異宮也。古者昆弟異居同財、有東宮、有西宮、有南宮、有北宮。有父母之喪、當在殯宮、而在異宮者、疾病或歸者。

(下文で)「若し同宮なれば」と言っているのであるから、(二句目の)昆弟は異宮の者を指す。昔は昆弟は住居を異にするも財産を共有し、東宮、西宮、南宮、北宮に(分かれて住んで)いた。父母の喪があれば、(昆弟は父母の)殯宮にいるはずで、異宮にいる者とは、疾病または(所用で一時的にその宮に)帰っている者である。

と注することになる。ただ、雑記篇の条文を見る限り、この「昆弟」についての規定は、通常の場合について言ったものではなく、鄭玄が言うような特殊な場合に限られるとは思われない。鄭玄は喪服伝の「宮中」を純粹に場所として取っているが<sup>23</sup>、この条文を記したものは「宮中に死する者有り」を「平生宮中に起居する者が亡くなった場合」と取っているであろう。同じく子として父母の殯宮で喪に服する「昆弟」も、彼が亡くなればその殯は平生起居していた「異宮」で営まれることになるから、「如し同宮なれば」には最初から「昆弟」は含まれていなかったものと思う。

この条文で「散等」を言うのも、新喪に対する配慮から通常の二祥の祭とは異にすべきだとする觀念が導いたものであるが、注目されるのは『儀礼』が用いる「栗階」の語を用いず、これを「散等」と表現している点である。「栗階」は『儀礼』の燕礼記1523a(二か所)、聘礼2156b、8c、公食大夫礼256a、146の計六か所にしか見えず、「散等」も雑記篇のこの部分にしか見えないから、詳しいことはわからないものの、同じ事柄でも凶礼の場合には言い回しを変えらるべきだとする觀念がそこに存在していたのかも知れない<sup>24</sup>。

この「散等」が新喪に対する配慮であるならば、末句の「虞附と雖も亦た然り」も同様のはずで、虞祭、耐祭の場合は、新喪によってそれを延期することはないが<sup>25</sup>、新喪に配慮して同じく「散等」することを言ったものと思う。疏<sup>26</sup>は「昆弟の虞附するに至りて父母の二祥の祭を行ふ」と、この「虞附」を新喪のそれとするが従い難い。

さて、ここまで喪服小記・雑記の両篇を中心にして、喪の重複に関するいくつかの条文を検討してきたのであるが、いずれも喪の重複をさまざまに場合分けて体系的に規定されたものとは言い難い。この両篇が体系的な著作ではなく、喪礼に関する各種の記載を雑集したものであることを考慮しても、上記の条文の背後に体系化された規定の存在を仮定するのは困難であろう。唯一の例外と言えるのは、雑記下篇<sup>27</sup>の「三年の喪、功衰すと雖も弔せず」から始まる一条であるが、今本のこの一条は大きく混乱している。上に引いた末尾の三句以下の部分を引いておこう。

(期之喪) 練則弔。既葬、大功弔、哭而退、不聽事焉。期之喪未葬、弔於鄉人、哭而退、不聽事焉。功衰弔、待事、不執事。小功總、執事、不與於禮。

(父在で母の為にする期の喪に服する者は) 練祭を終えてから他者の弔間に出かける。すでに埋葬を終えてから、大功の喪に服する者は他者の弔間に出かけるが、(弔間に際しては) 哭すれば退き、(襲・斂等

の) 事を待たない。(祭主のいない姑姉妹に対する) 期の喪では、埋葬以前に同郷の人の弔間に出かけるが、(その場合も) 哭すれば退き、(襲・斂等の) 事を待たない。(祭主のいない姑姉妹に対する期の喪では、埋葬後に功衰を着けるが) 功衰を着けてから弔間に行った場合には、(襲・斂等の) 事は待つが、その事において助け役をすることはしない。小功・總麻の場合は、助け役はするが、(饋奠の) 礼には与らな

い。

かりに鄭注に従った場合の訳を与えておいたが、このままで解釈するのであれば、無理してこのようにでも解釈するしかない。思うに、この部分は次の二つの系列の文章が入り混じって現在の形になってしまったのであろう。

①三年之喪、雖功衰不弔。期之喪、練則弔。大功、既葬弔。小功總、未葬弔。

三年の喪は、功衰を着ける段になっても弔間しない。期の喪は、練祭を終えれば弔間する。大功は、既に埋葬すれば弔間する。小功・總麻は、埋葬以前でも弔間する。

②期之喪、弔於鄉人、哭而退、不聽事焉。大功弔、待事、不執事。小功總、執事、不與於禮。

期の喪は、同郷人を弔間するが、哭して退き、事を待たない。大功で弔問すれば、事は待つが、助け役はしない。小功・總麻は、助け役はするが、礼には与らない。

①は喪中のどの段階で弔間が可能になるかの規定、②は弔問した場

合にどこまで事を行えるかの規定で、かりにこのような規定であったとすれば、十分に整理された規定であるとすることができると。この想定は妥当性は置くとして、親族の喪が重複した場合について、ある程度整理された記述が残されるようになるのは、服問・問伝の両篇に至ってからである。

## 二 服問篇と問伝篇

まず、服問篇<sup>フツノヒ</sup>の記述から見てみたい。

三年之喪既練矣、有期之喪既葬矣、則帶其故葛帶、經期之經、服其功衰。有大功之喪、亦如之。小功無變也。

三年の喪で既に練祭した後に、期の喪があつて既に埋葬を終えたならば、その故の葛帶（もと）を腰に着け、期の葛經を首に着け、その功衰を着ける。大功の喪があつた場合も、同じようにする。小功では変じない。

三年の喪が練祭を終えた後に期以下の喪に遭つた場合の首經・帶經・衰について記したものである。ここに関連する変除は、次のような形となっている。

三年の喪（練後）…男子…首經なし、葛帶 a \* 3、功衰（Ⅱ大功の衰）  
 女子…葛經 a \* 2、帶經なし、功衰（Ⅱ大功の衰）  
 期の喪（卒哭後）…男女…葛經 a \* 2、葛帶 a \* 3、大功の衰  
 …男女…葛經 a \* 3、葛帶 a \* 4、小功の衰  
 大功（卒哭後）…男女…葛經 a \* 4、葛帶 a \* 5、總麻の衰  
 小功（卒哭後）…男女…葛經 a \* 4、葛帶 a \* 5、總麻の衰

「a \* 〇」の「a」は「0.8」で「\*」は累乗を意味し、斬衰直經の太さを「1」とした場合の太さを示す。具体的な数値にはあまり意味がないので、「\*」後の数字が大きくなるほど細くなることと理解されていれはそれでよい。礼經に明文がないものもあるが、この形を前提として、服問篇のこの部分は記されているはずである。

三年の喪も練後になると、男子は首經を解き、女子は帶經を解く。上の条文は男子について書かれているので、この練後に期の喪（葬後）に遭つた場合は、帶經はそのまま、首には新喪の首經を付けるとされている。帶經がそのままであるのは、新喪のそれと変化がないからで、新喪の首經を着けるのは、練後に首經がないからである。両者はともに、「より重い服を着ける」という原則に沿っている。衰を「功衰」とするのも同じ原則によるものであろう。注・疏は具体的な升数を入れた議論をしているが、服問篇のこの規定を記したものがそこまで考えていたのかはわからない。女子の場合は記されていないものの、同様に考えれば、疏<sup>（注）</sup>が言うように、首經はそのまま、腰には新喪の帶經を着けることになる。

新喪が大功の場合は「亦た之の如し」が具体的に何を意味するのかが問題となる。鄭注<sup>（注）</sup>は「亦た反つて其の故の葛帶を服し、經は期の經なるは、差の宜しきなり」と、期の喪と同じく、三年の喪の練後の葛帶、期の葛經を着けるとし、疏<sup>（注）</sup>はこの「差の宜しき」を説明して、「首經×〇Ⅱ帶經」の關係を保つためであるとす。これはこれで筋が通つた説明であると思われのだが、期の喪の部



れを取り去る。

と続けていく。これが一時に一人の手によって定められた規定であるのか否かは不明であるものの、鄭玄<sup>52</sup>が注するように「免に経せざる無く、経に免せざる有り」であるならば、後半の規定が是半の規定も包み込むことになって、前半の規定は不要である。おそらく、喪冠を解いて免する場面をまず想定して、その場合の経の有無を問うたのであろう。そしてこの場合には経を着けると判断した後、免せずに経する場合が存在することに思い至って、後半の規定を付け加えたものと思われる。

小斂後に「衆主人」が「免」し「経」することは、士喪礼 36.13a 14b に明文があるし、啓殯以後虞祭に至るまで「免」することとは、既夕礼・士虞礼の記載からうかがい知ることができるのであるが、士喪礼等には「免せずに経する」場面の存在を想起させるような記述は全く見えていない。『礼記』諸篇に至ると、雑記上篇<sup>53</sup> 14b 「小斂の環経は、公大夫士一なり」、喪大記篇<sup>54</sup> 5b 「君将に大斂せんとすれば、子は弁経す」のように「免せずに経する」場面が小斂・大斂時に当って語られるようになるのであるが、この場面で小功以下の者も「経」と言われているのか定かではない。喪服小記篇に 33.16b 「總・小功は、虞卒哭には、則ち免す」とあって、鄭注 16b8 が「則ち免す」と言はば、則ち既に殯して（殯を）啓くに先んずるの間、事有りと雖も免せず」と解するように、これが「事有るも免せず」の存在を含蓄するのであれば、ここによりやく小功

以下の者について「免せずに経する」場面を見出すことになる。このような場面が見出されてはじめて、上の条文のような規定が生み出されていくわけであるから、この服間篇の規定が、『礼記』諸篇の中でもかなり遅い段階に属するものであることが、ここからも知られよう。

服間篇はさらに続ける。

小功不易喪之練冠、如免則経其總小功之経、因其初葛帶。總之麻不變小功之葛、小功之麻不變大功之葛、以有本爲稅。

小功の喪に際しては（三年の）喪の練冠を変えないが、免する際にはその總麻・小功の経を着け、（免する時が終われば）当初着けていた葛帯にもどる。總麻の麻経は小功の葛経を変じないし、小功の麻経は大功の葛経を変じない。（麻の）本の有る（経の）場合に變するのだ。

前半は内容的には、上の「小功は變ずる無し」と「免に於て之を経す」を繰り返しているに過ぎない。上で「其故葛帶」と言い、ここに「其初葛帶」と言うことについて、疏<sup>55</sup>は、新たに期の喪に遇った場合には、初喪の時に期の麻を付け、既葬の後に故<sup>もと</sup>の三年の喪の葛帯に改めるのに対し、小功以下では、初喪の時にも、小功以下の麻に改めないことから、初<sup>はつ</sup>と同じ三年の葛帯であることを示したとする。「故」「初」には、あるいはそのような意識が反映されているのかも知れない。

後半の規定は、喪の重複の範囲を三年の喪の練後における重複からさらに広げて、總麻の麻は小功以上の葛、小功の麻は大功以上の

葛についても、それを変えないとして、変えるのはあくまで「有本」の麻に限るとしている。

鄭注<sup>26</sup>が指摘するように、大功（以上）の麻であれば葛に変えることについては、雑記上篇<sup>27</sup>にも

有三年之練冠、則以大功之麻易之、唯杖屨不易。

三年の練冠を着ける段（になって大功の喪に遭遇した場合）には、大功の麻経に着け易える。唯だ杖と屨は易えない。

とある。ここに麻の「本」の有無が語られていないのを考えれば、先にこの雑記上のような大功以上の麻は葛に変え、小功以下の麻は葛に変えないという規定があったのであろう。後に「なぜ、そうするのか」が問われて、もともとは同じく「牡麻経」とされていたものが差別化されて、前者は「有本」、後者は「無本」とされていったものかと思う。

なお、この「唯だ杖屨のみ易へず」の「唯」を嚴格に取れば、鄭注<sup>28</sup>が言うように「其の余は皆な易ふるを言ふなり」となって、その哀もまた変えることになる。となると、三年の練後の「功衰」と、大功の衰との関係が問題となって、雑記疏<sup>29</sup>がこれに関する議論しているが、雑記篇のこの条を記したものが衰についてどう考えていたのかはわからない。

この服問篇の喪の重複に関する規定は、殤者に関する次の条文で締めくくられている。

殤長中、變三年之葛、終殤之月筭、而反三年之葛、是非重麻、

爲其無卒哭之稅。下殤則否。

長殤・中殤（の麻経）は、三年の葛経と取り易えて、殤の（喪に服する）月数を終えてから、三年の葛経にもどるが、これは（殤者の）麻経を重んじるといふわけではなく、（殤者の場合は）卒哭後の服の着け易えがないからだ。下殤の場合は三年の葛経と取り易えない。

上文の「麻の本有る者は、三年の葛を変えず」はここにも係っているであろうから、これは本服が大功以上の殤者についての規定となる。大功殤は長殤<sup>27</sup>が九月、中殤が七月（喪服経<sup>30</sup>）、小功殤は五月（同<sup>31</sup>）がその「月筭」であるから、この「月筭」まで麻経を着けるとなると、成人が三月で葛に変ずるよりも長い期間にわたって麻経を着けることになる。そこで、その理由を、「是れ麻を重んずるには非ず、其の卒哭の稅（＝脱）無きが為めなり」と説明するのである。ただし、殤者に卒哭後の受服がないことを示す資料は他に見えず、この規定が何に由来するのは不明である。喪服伝（大功殤章）<sup>32</sup>では、殤者の腰経については「三日、垂れたるを絞ふ」（既夕記<sup>33</sup>）をしないことを説明して、

喪成人者、其文縵、喪未成人者、其文不縵。故殤之經不縵垂、蓋未成人也。

成人の喪に服するときは、その文節をを縵くするが、未成年の喪に服するときは、その文節を縵くしない。だから殤者の腰経は垂らした端を縵わないが、これはまだ成人していないことによるのであろう。

と言っている。おそらく、この「未成人に喪するに、其の文を（縵）

縛にせず」に基づいて、殯者の経は卒哭後も葛に改めないと規定した者がいたのである。成人への喪よりも殯者への喪の方が麻経を着ける期間を長くしてしまうこの規定が、条理になつたものといえるかどうか大いに疑問であるが、この服問篇の条文を定めたものはそれをそのまま受け入れて、殯者についてはその喪を終えるまで麻経を解かないとしているのである。

この末尾の「下殯は則ち否せず」は、上に引いた喪服小記篇<sup>53</sup>14bの「下殯の小功の帯は、深麻にして本を絶たず」と明らかに矛盾する。「下殯小功」は本服が期の者であるが、その麻の経帯が「本を絶たず」であれば、この服問篇の考え方に従えば「三年の葛」を變じ得ることになる。そう考えてであろう、鄭玄<sup>54</sup>10は服問篇のこの殯者に対する規定を「大功の親の殯たりて總・小功に在る者を謂ふなり」と本服大功の者に限定してしまうのである。ただし、この服問篇の書き方を見る限り、これを記した者が、この「殯長中」を本服大功のみに限定したとは思われない<sup>55</sup>。この者はいまだ上引の喪服小記篇の規定を知らなかったのであろう。

この服問篇の条文では明記されていないものの、この部分のロジックからすれば、「殯長中」の麻経はみな「有本」でなければならぬ。ただ、そうすると小功・總麻に服する殯者の麻経もまた「有本」になってしまう。一方で、「下殯は則ち否せず」であれば、本服が期である下殯は、本服が大功である中殯よりも軽い扱いは受けることになって情理に合わない。そう考えて本服が期の「下殯小

功」の麻経は「有本（＝不絶本）」で、三年の葛を變ずることができるとしたのが、上の喪服小記篇の規定であるように思える。この喪服小記篇の規定を導くロジックに従えば、本服が期の殯喪の麻経はみな「有本」となつて、服問篇の「殯長中」も鄭玄説とは反対に本服が期の者に限定されることになる。であれば、大功殯は「有本」、小功殯は本服が期の者に限つて「有本」で他は「無本」となつて、この方が情理に適つていふようにも思う。

この殯者の喪が重複した場合の議論を、鄭玄は問伝篇最末尾の規定の解釈に持ち込んでいくのであるが、話の順序として、問伝篇で喪の重複について論じている部分を最初から順に見ていかなければならない。

問伝篇は三段階の過程を経て記されたと考えられ<sup>56</sup>、その最後の段階で付加された篇末の部分で親族の喪が重複した場合について専論している。この部分は形の上では、直前の文章<sup>57</sup>11a、

期而小祥、練冠緇緣、要經不除。男子除乎首、婦人除乎帶。男子何爲除乎首也、婦人何爲除乎帶也。男子重首、婦人重帶。除服者先重者、易服者易輕者。又期而大祥、素縞麻衣。中月而禫、禫而織、無所不佩。

死後一年で小祥祭をするには、緇の縁<sup>あか</sup>の練冠で、要経は除かない。男子は首経を除き、婦人は帯経を除く。男子はどうして首経を除き、婦人はどうして帯経を除くのか。男子は首を重んじ、婦人は帯を重ん

じる。喪服を除くには重い者を先にし、喪服を（軽い者に）易えるには軽い者から易えるのだ。さらに一年で大祥祭をするには、素の縮冠に麻衣を着ける。月をへだてて禫祭をし、禫祭をして織の冠を着け、飾りの類で佩びないものはなくなる。

に見える「服を易ふるには軽き者を易ふ」を受けて、「服を易ふるは、何為れぞ軽き者を易ふる」と議論を開始していく。ただ、ここには（意図的にはあろうが）議論のすり替えが生じている。

上に引いた部分は喪服の変除について記したもので、小祥と大祥とに挟まれた部分は、直接的には小祥後に男子は首経を、女子は腰経を除くことを問題としたものであるが、葬後の受服の際に男子は腰経を、女子は首経を麻から葛に易えることについてもあわせて論じている。男子は首を、女子は腰（帯）を重んじ、服を易える場合には軽いものから、服を除く場合には重いものからという原則に従うから、そうなる」と説明するわけである。

葬後の受服を言う、土虞記（註）の「丈夫は経帯を廟門の外に説く」は、通常、首経・腰経を解いて葛経に易えることと解されているが、間伝篇のこの原則を語る者は、これを同記9bの「婦人は首経を説くも、帯を説かず」と対にする形で、丈夫は経帯（＝腰経）のみ解いて、首経は解かないと考えているはずで<sup>30</sup>、だからこそ「服を除くは重き者を先にし、服を易ふには軽き者を易ふ」という原則がここに適用されるのである。ここでの議論はあくまで変除に限られ、喪の重複を視野に入れたものではない。

ここで示された変除の原則については喪服小記篇（註）にも「喪を除くには重き者を先にし、服を易ふるには軽き者を易ふ」と同文が見えていて、ここでの鄭注（註）は後半の規定を「大喪既に虞・卒哭して、小喪に遭ふを謂ふなり」と喪が重複した場合に結び付けていく。そして間伝篇もまた鄭玄と同じく——というより逆に鄭玄が間伝篇に依ったのであるが——この原則を親族の喪が重複した場合に転用して議論していくのである。まずは、

斬衰之喪、既虞卒哭、遭齊衰之喪、輕者包、重者特。

斬衰の喪が、既に虞・卒哭を終えて（受服した後）、齊衰の喪に遭った場合は、軽い者は（後喪の麻が前喪の葛を）兼ね包み、重い者は特（＝単独に前喪のため）にする。

この「軽き者」「重き者」は上文と同じで、男子は首が「重き者」、腰が「軽き者」で、女子はその逆となる。「包」は新喪の齊衰の麻が前喪の斬衰の葛を「包む」ことを意味し、「特」は「ひとつ」の義で、斬衰の経のみを着けることを言う。この場合、男子であれば新喪の麻の腰経に斬衰の麻の首経、女子は新喪の麻の首経に斬衰の麻の腰経を着けることになって、首・腰ともに麻となるが両者の意味は異なるとして「包」と「特」に言い分けたのであろう<sup>31</sup>。次の、

既練、遭大功之喪、麻葛重。

既に練祭を終えて、大功の喪に遭った場合は、麻と葛が重なることになる。

は、先の服間篇で議論されたものと同じで、男子は首経が大功の

麻、腰経が斬衰練後の葛、女子はその逆となるから、いずれも「麻」が「葛」が「身上」に「重なる」ことになる。

その次は、

齊衰之喪、既虞卒哭、遭大功之喪、麻葛兼服之。

齊衰の喪が、既に虞・卒哭を終えて（受服した後）に、大功の喪に遭った場合は、麻と葛とを兼ねて服することになる。

であり、下文を参照すれば、「重き者」には齊衰の葛経、「軽き者」には大功の麻経を付けることを言うようで、麻・葛が「身上」に重なることは上と同じであるが、この場合は、「重き者」における齊衰の葛が大功の麻を兼ね、「軽き者」における大功の麻が齊衰の葛を兼ねるとして、「麻葛兼ねて之に服す」と言ったものであろう。

そして、問伝篇は次の文章で締めくくられることになる。

斬衰之葛與齊衰之麻同、齊衰之葛與大功之麻同、大功之葛與小功之麻同、小功之葛與總之麻同、麻同則兼服之。兼服之、服重者則易輕者也。

斬衰の葛経（の太さ）は齊衰の麻経と同じ、齊衰の葛経（の太さ）は大功の麻経と同じ、大功の葛経（の太さ）は小功の麻経と同じ、小功の葛経（の太さ）は總麻の麻経と同じで、麻経（の太さ）が同じであれば（上位の葛経を）兼ねる形で麻経を服するのだ。この兼ねて服するにおいては、重い者に（前喪の経を）服すれば、軽い者を（後喪の経に）易えるのである。

一つ上の等級の喪の受服の葛経と、一つ下の等級の成服の麻経の太

さが同じであることを言い、新喪の同じ太さの麻経は、前喪の同じ太さの葛経を「兼ねる」ことを言っている。上文に「麻葛兼ねて之に服す」とあるから、「麻同じければ則ち」の「麻」字は無い方がよいように思われるが、あるいは「斬衰の葛」は「齊衰の麻」を「兼ねる」ことがないから（ここでは斬衰男子の受服で首経は変じないものとしている）、「麻」に限定しているのかも知れない。末尾の「兼ねて之に服するは、重き者に服すれば、則ち軽き者を易ふ」は<sup>32</sup>、以上の議論全体の原則を示しており、前喪の受服後にランクが一つ下の後喪に遇えば、「重き者」（男子は首、女子は腰）に前喪の受服の経を着け、「軽き者」（男子は腰、女子は首）は後喪の成服の経に易え、この場合にのみ「兼ねる」と言うことができることを言う。ここで「重き者に服す」と「軽き者を易ふ」を「則」字で結んでいるのは、「重き者に（前喪の服を）服」さない場合、すなわち、斬衰の練後において「重き者」に後喪の成服の経を着ける場合には、「軽き者」は易えない（＝前喪の経のままである）ことをあわせ示そうとしているからであろう。上の「既に練して」云々において、「重き者」が大功の麻、「軽き者」が練後の葛となるのも、この練後の葛が大功の麻と同じ太さ（＝a\*3）であるのにもかかわらず「兼ねる」と言えないのもこの原則による。また、ここには記されていないものの、この原則に従えば、練後に齊衰の喪に遇った場合は、「重き者」が齊衰の麻、「軽き者」が練後の葛となる。ここに至って、喪が重複した場合の経について、その全体を規定する

ような原則がようやく語られたことになるのである。

ただし、この部分で「大功の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は總の麻と同じ」とし小功以下の麻経が上位の葛経を兼ねるとするのは、上の服問篇の「總の麻は小功の葛を変せず、小功の麻は大功の葛を変せず」と明らかに矛盾している。前者は小功・總麻の麻が一つ上の葛に変わることを言い、後者はこれが変わらないことを言うからである。それを意識したものか、この最後の部分との重複文を載せる喪服小記篇<sup>333</sup>は「斬衰の葛は齊衰の麻と同じ、齊衰の葛は大功の麻と同じ」の二句しか記していない。麻経の「有本」を葛経との交代の条件と考える喪服小記篇の篇者としては、この下の二句を付け加えることができないのである。例によって鄭玄1569は両者を調停しようとして、

小功以下、則於上皆無易焉。此言大功之葛與小功之麻同、小功之葛與總之麻同、上爲大功之殤長中言之。

小功以下は、上位の喪に対し（その経を）易えることがない。ここで「大功の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は總の麻と同じ」と言っているのは、上篇の大功の長殤・中殤（小功・總麻でありながら上位の喪の経と易えんとするの）の為に言ったものだ。

と論じている。上で見た服問篇の殤者の例が存在するから、「大功の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は總の麻と同じ」とあるのだ、とするのであるが、問伝篇の文章を見る限り、この二句を特別視することはできない。服問篇の作者と問伝篇のこの部分の作者とではそ

もそも考え方が違っているのである。

両者の考えを分けるのは、麻の「本」の有無に注目するか否かにあり、問伝篇は麻の「本」の有無については全く言及してない。ここで三つの可能性が考え得る。ひとつは、麻の「本」の有無に注目する服問篇のような議論が先にあり、この議論を削除する形でより簡明な原則を打ち立てたのが問伝篇である可能性、ひとつは、問伝篇の議論を基礎にして、そこに麻の「本」の有無に注目した議論を持ち込んで問伝篇の説に修正を加えたのが服問篇である可能性、もうひとつは、両者が互いに接点を持つこと無くそれぞれ独自に議論を展開した篇である可能性である。現時点での論者は二番目の可能性が高いのではないかと感じているが、上記の議論だけでこの可能性に絞ることはできない。服問篇と問伝篇の成立の先後や雑記篇・喪服小記篇等に見える関連する記述の先後の問題については、親族の喪が重複した場合の議論だけではなく、よりひろく喪礼に関する議論の展開の全体を見渡した上で、より正確な判断を下していくべきであろう。ともあれ、『礼記』に見える親族の喪が重複した場合についての記述については、以上で一通りの検討を終えたことになる。

### おわりに

喪が重複するのは親族の喪だけではない。「君」に対して斬衰三年に服するのをはじめとして、君臣関係を主とした非血縁の喪が重

複することもある。この場合の議論も曾子問篇を中心にして少なからぬ議論がのこされている。この議論においては、親族の喪が重複した場合には問われていない二つの要素がさらに付け加わっている。ひとつは、親族関係と君臣関係をどのように調和させていくかであり、ひとつは、身分の違いによる礼、特に大夫以上の礼をどのように構成していくか、である。特に後者については、喪大記篇を中心として『礼記』諸篇に散見する大夫以上の喪礼についての記述との関係を念頭に置きつつ、その分析を行っていく必要がある。

また五等の服には含まれないものの、弔問すべき問柄の喪も含めれば、より広い範囲での喪の重複が問題となってくる。本論においては、親族の喪が重複した場合と同じ部分で議論されているものに限って、弔問に関する記述をあわせ検討したが、そこでは喪の等級や喪の段階の関係で弔問が許可される条件が議論されていた。喪の等級や喪の段階に応じて禁じられる事柄、許される事柄を議論するのは広い意味での変除礼の議論に属し、弔問の可否についてもこの広義の変除礼の枠組みのなかで論じられている。喪の重複の議論と変除礼の議論が不可分であるのは、本論の検討においても明らかであるが、このより広い意味での変除礼を視野に入れる形で喪の重複の議論についてさらに検討を重ねていく必要もある。

紙幅の関係からここで行うことのできなかつたこれらの分析や検討については今後の課題としたい。

## 註

<sup>1</sup> 吉本道雅「檀弓考」(『古代文化』第四四卷第五号、一九九二年)、同氏「曲礼考」(小南一郎編『中国古代理制研究』京都大学人文科学研究所、一九九五年)参照。

<sup>2</sup> この後に「所識其兄弟、不同居者皆弔」とあり、疏212b〜6では、「有殯」をこの二句に掛ける説と、この二句に掛けない皇侃説を併記して「未知然否、故兩存焉」と言う。

<sup>3</sup> 以下、十三経からの引用については嘉慶二十年刊の阮刻本を用い、その卷・葉・行数を卷数―葉数(a・表/b・裏) 行数の形で示す(ただし、卷数・行数は省略した部分がある)。また、『儀礼』『礼記』からの引用については、篇名のみを記し、書名は省略する。

<sup>4</sup> 前者では、「總と雖も必ず往く」と国内・国外の別を示しておらず、後者では「国を同じくすれば、則ち往きて之に哭す」と国内に限定して「往く」ことを求めており、両者は食い違う。鄭玄は後者26aに「喪無外事」と注して、同居の殯があれば、国外に行かないものとしているようであるが、おそらく、前者が原則を示したもので、後者は遠方に行けない場合の現実的な対応を示したものである。檀弓上篇26aに「曾子曰、小功不税、則是遠兄弟終無服也、而可乎。」(鄭注26b「日月已過乃聞喪而服曰税。」)とあり、奔喪篇26-12bに「聞遠兄弟之喪、既除喪而后聞喪」の

場合の規定が記されていることよりすれば、遠兄弟の喪については、前喪の殯を啓く以前の期間中に後喪に奔るのが難しい場合が少なくなかったと思われる。その場合の哭泣を示したのが後者で、ただ、国内であれば必ず喪に奔るべきことを求めたのが「国を同じくすれば、則ち…」の規定であったと思われる。

<sup>5</sup> 檀弓上篇6:19b「魯婦人之髻而弔也、自敗於臺始也」も、親族の喪と弔問が重複したことから生じた非礼についての記事と言えはるが、喪が重複した場合の礼に記事の主眼が置かれているわけではない。

<sup>6</sup> 「期之喪」以下の十八字はもと「三年之喪」の上にある。鄭注12b「此謂父在爲母也。當在練則弔上、爛脫在此」に従い移す。

<sup>7</sup> 雜記上注4:1b10「斬衰齊衰之喪、練皆受以大功之衰、此謂之功衰」、雜記下注4:2-12b4「功衰、既練之服也」参照。

<sup>8</sup> 鄭注12b5「父在爲母、功衰可以弔人者、以父在故、輕於出也」に依る。

<sup>9</sup> 以下の論においては、『礼記』の条文が大夫以上の礼を問題としている場合を除き、士の場合を例として議論を進めていく。

<sup>10</sup> このことを含めて、以下、変除礼については、拙稿「喪服の変除についての「考察」」(『東洋古典学研究』第五三集、二〇二二年)参照。

<sup>11</sup> 既夕礼4:9b、士虞礼記4:3:11b「卒哭」明日以其班耐」参照。

<sup>12</sup> 士虞記4:3:1a「始虞用柔日、…5b再虞皆如初日、…三虞卒哭他用

剛日、亦如初。」注5:1a「丁日葬、則己日再虞。…5:8士則庚日三虞、壬日卒哭。」

<sup>13</sup> 鄭注の「假令父死在前月」を疏<sub>5</sub>が(曲)解して「前月謂母死前之月也。或一月或二月三月、但是未葬之間、皆是前月、未必唯母死前之一月也」と言うのは、このように考えたからであろう。また、この記述から父の殯のみならず母の殯が啓かれないうちは他方の葬儀を行わないと考えていたことがわかる。ここで「父(母)の殯」「母(父)の葬日」としたのはそれ故である。

<sup>14</sup> 『荀子』礼論篇に「故殯久不過七十日、速不損五十日」とあって殯の期間に幅が設けられているし、そもそも葬日は卜占によって定められるから死日から葬日までの期間は常に一定であるとは限らない。よって殯の期間をある程度調整することは可能であったものと思われる。

<sup>15</sup> 「次」については、疏8b10「行葬不哀次者、次謂大門外之右、平生待賓之處」に依って解しておくが、既夕礼4:9b「反哭後に「乃就次(注…次倚廬也)」と言われる喪居の「次」に解する方がよいと思われる。

<sup>16</sup> この句の解釈については、鄭注8b4「殯當爲賓、聲之誤也。辭於賓、謂告將葬啓期也」に従っておく。

<sup>17</sup> とはいえ、葬と初虞が柔日を用いるのであれば、先葬者の葬を終え、翌日に後葬者の啓殯をし、その翌日に埋葬して後葬者の初虞を終えて、その翌々日の柔日により先葬者の初虞が行われる

ことになって、先葬者に対しては葬日から初虞に至るまでに最短期でも五日を要することになる。ここでは鄭玄に従って「辭於殯」を解しておいたが、既夕礼<sup>88</sup>で啓期を告げるにあたっては「告于賓」と「告」字を用いていることを考えれば、あるいはこの句は、先葬者の葬儀で奠を替えられなかったことを殯に託びるの意味で、「遂脩葬事」は先葬者の葬儀に引き続き後葬者の啓殯を行うことを意味し、この場合は日の剛柔を問わず先葬者の初虞も後葬者の初虞に引き続いて行われると考えられていたのかも知れない。そうであれば、先葬者の初虞は葬日から一日を隔てて行われることになる。

<sup>18</sup> 鄭注1a「除服、謂祥祭之服也」参照。

<sup>19</sup> 鄭注1b「穎、草名、無葛之鄉、去麻則用穎」参照。

<sup>20</sup> 前の二条が、前喪の「父之喪」「諸父昆弟之喪」の除喪の服について問題にしている以上、ここで「如三年之喪」と言われる「三年之喪」もまた前喪を指しているはずである。鄭注1a10が「此主謂先有父母之服、今又喪長子者」とするのは、この「三年之喪」を誤って後喪と解したものと思う。

<sup>21</sup> この条の解釈は孫希旦に従う。注10前掲拙稿参照。

<sup>22</sup> この子游言は父母の喪の重複に限定されておらず、上の最初の条より汎用性を持つから、あるいは上の最初の条の方が先で、その正当性を証するために後に子游に託されてこのような言葉が虚構された可能性も考えられないわけではない。

<sup>23</sup> このように解した場合は、極端に言えば、たまたまその日に仮寓していた客が「宮中」で亡くなった場合も含まれることになるが、このような場合までここに含まれるのかどうかはわからない。

<sup>24</sup> もちろん、単に時代による語彙の変化、または地域による語彙の違いであった可能性はある。

<sup>25</sup> これを全く延期しなかったかどうかはわからない。例えば、父母の葬日に「昆弟」が亡くなった場合、その初虞はともかくとして、二虞を新喪の殯と同日に行うと考えられていたとは思えない。

<sup>26</sup> 金榜『礼箋』（皇清経解）卷五五六「反三年之練葛」がすでにこの解釈を示している。

<sup>27</sup> 「長殤」「中殤」「下殤」の年齢については、喪服伝（大功殤章）31-4aに「年十九至十六爲長殤、十五至十二爲中殤、十一至八歳爲下殤」と言われている。

<sup>28</sup> 『通典』礼五十七「長殤中殤變三年之葛議」引く庾蔚之もこの条について「當是論周（二期）殤之大功。若是大功之殤、記當明之。周殤最在上、所以不言周耳」と言う。

<sup>29</sup> 注10前掲の拙稿参照。

<sup>30</sup> 川原寿市『儀礼釈攷（士虞礼）』（朋友書店、一九七六年）八六頁および二二七頁注110は間伝篇のこの部分を引いて、この士虞記の「経帯」を腰経のみを指すと解している。この記文の解釈として

これが正しいか否かはわからないが、間伝篇の作者による記文の理解を示したものとしてはこれが正しいと思う。

<sup>31</sup> ここでの「包」は下文の「兼」と実質的に同じ意味であるが、「特」と対になるものとして「兼」とは別の語を用いたのである。

<sup>32</sup> この句の解釈については、孫希旦『礼記集解』の「兼服之者、謂兼輕重服之經帶而服之也。服重者、謂爲重喪服其重者、謂男子首經、婦人要帶也。易輕者、謂以輕服易其輕者、謂男子要帶、婦人首經也」が最も簡にして要を得たものと思う。

(付記) 本研究はJSPS科研費20K00053による成果の一部である。

## On the Case of the Overlapping Mourning of Relatives

Takayasu SUENAGA

The many volumes of *The Book of Rites (Lǐjì)* contain no small number of provisions regarding cases of overlapping mourning of relatives. In principle, where two relatives have died, priority should be given to the more serious mourning. However, as the stages of mourning change with the passage of time from the date of death, the response of the bereaved will differ depending on which stage of the ongoing mourning period has been reached when the newly deceased family member passes away.

This essay examines the provisions for the overlapping mourning of relatives described in various volumes of *The Book of Rites*, analyzes the thought behind each of these rules, and by establishing the sequence of relations between them, elucidates an important aspect of the study of the early *Rites*.

The discussion of overlapping mourning is inseparable from the argument over *Biànchúli* (regulations regarding the kind of mourning clothes to wear according to changes in the stage of mourning) and the “Treatise on Subsidiary Points in Mourning Usages” (Vol. 37, *Jiānzhuàn*), which contains the most complete records on *Biànchúli* of any volume of *The Book of Rites*, also includes the most comprehensive specifications of principles governing cases of overlapping mourning. However, this volume does not contain considerations of applying rank with hemp rope decorations based on the presence or absence of hemp roots, as seen in “Subjects For Questioning About the Mourning Dress” (Vol. 36, *Fúwèn*). This suggests that this volume does not reflect the final form of the discussion of overlapping mourning in *The Book of Rites*.